

◎温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量 新旧対照表

(平成二十二年経済産業省・環境省告示第三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証された温室効果ガスの量</p> <p>三 (略)</p> <p>四 J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等</p>	<p>温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証された温室効果ガスの量</p> <p>三 (略)</p> <p>三 (新規)</p>

に關し環境省、經濟産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)をいう。)において認証をされた温室効果ガスの量

五 前四号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をしたもの(当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わっていないものであり、認証をした温室効果ガスの量の取得及び保有を当該会議体が適切に管理しているものであるとともに、当該量の移転を可能とする場合にあつては、当該移転を当該会議体が適切に管理しているものに限る。)であつて環境大臣及び經濟産業大臣が認めるもにおいて認証をされた温室効果ガスの量

四 前三号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をしたもの(当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わっていないものであり、認証をした温室効果ガスの量の取得及び保有を当該会議体が適切に管理しているものであるとともに、当該量の移転を可能とする場合にあつては、当該移転を当該会議体が適切に管理しているものに限る。)であつて環境大臣及び經濟産業大臣が認めるもにおいて認証をされた温室効果ガスの量